令和8年 9月号　続谷駐在所だより

♦ 秋の交通安全県民総ぐるみ運動について ♦

期間　令和8年9月21日(月)から30日(水)までの10日間

車を運転する方へ

①夕暮れ時は、早めのライト点灯をお願いします
②運転中の携帯電話等のながら運転は危険です
③「飲酒運転はしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう
④すべての席でシートベルトをつけましょう
　チャイルドシートは、使用方法に沿って正しく使用しましょう

歩行者の方へ

①横断歩道を渡ること、信号機のある交差点では信号機に従うこと等、交通ルールを守るとともに、運転者に対して手を挙げる等の横断する意思を明確に伝える等、自らの安全を守る行動をしましょう
②歩きスマホは危険なのでやめましょう
③夕暮れ時や夜間に交通事故に遭わないようにするため、反射材やLEDライトをかつようしましょう

自転車を運転する方へ

自転車安全利用5則を守りましょう



～自転車安全利用5則～

1車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
2交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3夜間はライトを点灯
4飲酒運転は禁止
5ヘルメットを着用

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。

生活道路とは、中央線や、中央分離帯等が無く、速度標識が設置されていない道路です。

生活道路の法定速度は、**30km／h**です。

重要
POLICE